

平成16年12月28日
事務連絡

都道府県・政令指定都市
男女共同参画担当課（室） 御中

内閣府男女共同参画局

「ジェンダー」に関する国会における質疑について

標記につきましては、本年10月29日の国会において関連の質疑がございました。国会における質疑につきましては、国会（衆議院・参議院）から議事録がホームページ等で公開されているところですが、関連の質疑において説明した内閣府の考え方を整理した資料を別紙のとおり作成いたしましたので、御参照・御活用いただきますようお願いいたします。併せて、関係部署、管内市（区）町村にもご周知いただきますようお願いいたします。

今後とも、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえて、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めていただきますようお願いいたします。

（参考添付）

『「ジェンダー・フリー」の使用に関する国会における質疑について』（平成16年4月5日付事務連絡）

「ジェンダー」に関する内閣府の考え方

- 「ジェンダー」という用語は、1995年の第4回世界女性会議で採択された北京宣言及び行動綱領において、生物学的な性別を示す「セックス」に対して、社会的、文化的に形成された性別を示す概念として使用されています。
- 男女共同参画社会基本法においては「ジェンダー」という用語は使用していませんが、例えば基本理念が規定されている第3条（男女の人権の尊重）、第4条（社会における制度又は慣行についての配慮）、第6条（家庭生活における活動と他の活動の両立）にはジェンダーという視点は表現されていると考えています。
- また、男女共同参画基本計画においては、「社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）」と規定し、これに敏感な視点などの形で使用しています。
- ジェンダーに敏感な視点を定着させることは、男女共同参画施策を推進する上での基盤となるものでありますので、現在検討を進めている次期男女共同参画基本計画においてもしっかりと位置づけていくこととしています。
- さらに、男女共同参画社会基本法第9条では、地方公共団体は、基本理念にのっとり、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定及び実施する責務を有することとされており、また、第14条では都道府県、市町村は国の男女共同参画基本計画を勘案して、男女共同参画基本計画を定めることとされていますので、今後とも地方公共団体においてもジェンダーに敏感な視点を踏まえた施策を策定、実施するように連携を強化していきたいと考えています。

国会における質疑の概要（国会議事録抜粋）

問）男女共同参画社会基本法と「ジェンダー」という言葉の関係について。

答）基本法においては、ジェンダーという言葉はそのまま使っていないわけですが、例えば第3条、第4条、第6条を基本理念として規定しておりまして、ジェンダーという視点はこのような条文に表現されていると考えておりまして、そのことは基本法制定時における野中広務官房長官の答弁と全く軌を一にしております。

（平成16年10月29日 衆議院内閣委員会（質問者：小宮山洋子議員（民主党）、答弁者：細田内閣官房長官））

問）基本法前文の中の「性別とかかわりなく」ということの意義について。

答）基本法の前文は国会審議の過程で追加されたものでありますが、その際、「性別にかかわりなく、」の意義についての議論はなかったと承知しております。

基本法前文の、3条、4条などの規定を踏まえますと、つまり3条は「男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること」、第4条は、性別による固定的な役割分担等が男女の社会における活動の選択に影響を及ぼさないことなどの規定を踏まえますと、生物学的に男女に違いがあることを前提としつつも、社会的、文化的に形成された性別、ジェンダーにとらわれることなく、一人一人の個性や能力が多様であるので、それを尊重し、多様な選択を認め合うという趣旨であると考えております。

（平成16年10月29日 衆議院内閣委員会（質問者：小宮山洋子議員（民主党）、答弁者：細田内閣官房長官））

問）基本計画改定の検討の中で、ジェンダーの視点を踏まえて取り組むという考え方に変わりはないのか。

答）ジェンダーに敏感な視点を定着させることとは、すなわち男女が個人としての能力を発揮する機会の確保や性別による固定的な役割分担等が男女の社会における活動の選択に影響を及ぼさないことにつながり、男女共同参画施策を推進する上での基盤となるものでありますので、次期基本計画においてしっかりと位置づけてまいりたいと思っております。

（平成16年10月29日 衆議院内閣委員会（質問者：小宮山洋子議員（民主党）、答弁者：細田内閣官房長官））

問) 地方公共団体における男女共同参画条例や計画の制定に際して、ジェンダーの視点で進められるべきと考えるが、国としてどのように支援していくのか。

答) 基本法の第9条におきましてそのことはまず明記されておまして、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と書いてございます。そして、14条において、都道府県、市町村が、基本計画を勘案して、男女共同参画計画を定めるということになっております。

基本法の基本理念はジェンダーという概念を含んでおり、また、現行の国の基本計画においては、ジェンダーに敏感な視点を定着させることが明確に位置づけられておりますので、さらに今後とも地方公共団体においてもジェンダーに敏感な視点を踏まえた施策を策定、実施するように、国としても今後連携を強化してまいりたいと思います。

(平成16年10月29日 衆議院内閣委員会(質問者:小宮山洋子議員(民主党), 答弁者:細田内閣官房長官))

(参考)

国会における質疑の概要（国会議事録抜粋）

問)「ジェンダー」という言葉の意味について。

答) ジェンダーという言葉は国連文書で登場しておるものでございまして、それがそもそも、議員御案内のとおり、一九九五年に北京で第四回世界女性会議がございましたが、そこで採択されました行動綱領にジェンダーという用語が出てまいりました。

その使われ方といたしましては、生物的な男女の違いというものをセックスといたしますれば、後で、男らしさ、女らしさという、社会的、文化的につくられてしまった、そういうものがあるのではないかという議論がございまして、それがジェンダーということございまして、そこで言われたのは、そのような視点というのはなかなか埋もれてしまって見えにくいところなので、そういうふうな社会的、文化的につくられた性別というものにつきましては、性差につきましては、もうちょっと敏感に考えていこうというようなことがしきりと議論されたものでございます。

（平成 16 年 3 月 2 日 衆議院予算委員会第一分科会（質問者：西村智奈美議員（民主党）、答弁者：名取内閣府男女共同参画局長）

問) 男女共同参画社会の目指しているものは「ジェンダー・フリー」ではないということの良いか。

答)「ジェンダー・フリー」のお話、今官房長官からございましたけれども、その「ジェンダー・フリー」という用語は、使用する人によりその意味や主張する内容はさまざまでございます。北京宣言及びその行動綱領や、最近の国連婦人の地位委員会年次会合の報告書などでは使われておりません。男女共同参画社会基本法、基本計画等、国の行政においても使用しておらないところでございます。したがって、男女共同参画局としては、「ジェンダー・フリー」の公式な概念を示せと言われても、示すことはできません。

なお、一部に、画一的な男女の違いをなくし、人間の中性化を目指すという意味で「ジェンダー・フリー」という用語を使用している人がいるが、男女共同参画社会はこのようなことを目指すものではない、こういう立場で私どもは取り組んでいるところでございます。

（平成 16 年 2 月 26 日 衆議院内閣委員会（質問者：中山義活議員（民主党）、答弁者：中島内閣府副大臣）

問) 地方公共団体における「ジェンダー・フリー」という言葉の使用について。

答) 一般論として申し上げれば、地方公共団体の条例とか計画でどのような用語を使うか、

こういうことはそれぞれの地方公共団体が判断すべき問題でありまして、これをとめるというふうな、そういう強制はできないだろうというふうに思います。

ですけれども、「ジェンダー・フリー」というこの言葉につきましては、これは最近誤解、混乱があるということもありますので、今後新たに地方公共団体において条例などを制定する場合には、あえてこの言葉を使用しない方がよいというふうに考えております。

こういうような混乱、例えば今のような男女共同参画社会に関連する言葉の誤解とか、そういったようなものは適当ではございません。ですから、今後あらゆる機会をとらえて、正確な理解のための広報啓発、それから個別に助言をする、また指導をするということを適宜適切に行っていくべきであるというふうに考えておりますし、また、それをやっておるところでございます。

(平成 16 年 3 月 2 日 衆議院予算委員会第一分科会(質問者:西川京子議員(自民党), 答弁者:福田内閣官房長官)

平成 16 年 4 月 5 日
事 務 連 絡

都道府県・政令指定都市
男女共同参画担当課（室） 御中

内閣府男女共同参画局

「ジェンダー・フリー」の使用に関する国会における質疑について

標記につきましては、本年 2 月 26 日及び 3 月 2 日に国会において関連の質疑があったことが一部の新聞等で報じられたところから、各方面から当局に対して問い合わせ等をいただいているところです。国会における質疑につきましては、国会（衆議院・参議院）から議事録がホームページ等で公開されているところですが、このような状況を踏まえ、関連の質疑において説明した内閣府の考え方を整理した資料を別紙のとおり作成いたしましたので、御参照・御活用いただきますようお願いいたします。併せて、関係部署、管内市（区）町村にもご周知いただきますようお願いいたします。

今後とも、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえて、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めていただきますようお願いいたします。

【本件問合せ・連絡先】

内閣府男女共同参画局総務課

総括担当：難波、松川

tel: 03-5253-2111（代表）

（内線：83706, 83740）

「ジェンダー・フリー」の使用に関する内閣府の考え方

1. 「ジェンダー」の使用状況等について

- 「ジェンダー」という用語は、1995年の第4回世界女性会議で採択された北京宣言及び行動綱領において、生物学的な性別を示す「セックス」に対して、社会的、文化的に形成された性別を示す概念として使用されています。
- 男女共同参画社会基本法においては「ジェンダー」という用語は使用していませんが、男女共同参画基本計画においては、「社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）」と規定し、これに敏感な視点などの形で使用しています。

2. 「ジェンダー・フリー」の使用状況等について

- 「ジェンダー・フリー」という用語は使用する人によりその意味や主張する内容は様々であり、北京宣言及び行動綱領や最近の国連婦人の地位委員会の年次会合の報告書などでは使われておりません。
- また、男女共同参画社会基本法、基本計画等においても使用しておらず、内閣府として定義を示すことはできません。
- なお、一部に、画一的に男女の違いを無くし人間の中性化を目指すという意味で「ジェンダー・フリー」という用語を使用している人がいますが、男女共同参画社会はこのようなことを目指すものではありません。

3. 地方公共団体における「ジェンダー・フリー」の使用等について

- 一般論として言えば、地方公共団体の条例、計画等においてどのような用語を使用するかについては、それぞれの地方公共団体が判断すべき問題です。
- 最近の「ジェンダー・フリー」という用語をめぐる誤解や混乱の状況を踏まえると、今後新たに地方公共団体において条例等を制定する場合には、敢えてこの用語は使用しない方が良いのではないかと考えております。
- なお、地方公共団体において、差別をなくすという意味で、定義を明らかにして使用しているものについては、問題ないと考えております。
- 男女共同参画社会について誤解や混乱があることは適当ではないので、今後あらゆる機会をとらえて、正確な理解のための広報啓発、個別照会への対応を行ってまいります。